



コバトン

## 病害虫防除情報

令和4年2月25日  
埼玉県病害虫防除所

### 1 情報名 ネギネクロバネキノコバエの防除について

### 2 情報内容

ネギネクロバネキノコバエ (*Bradysia odoriphaga*、以下ネギネ) はハエ目の害虫で、2016年に埼玉県北部のネギで国内で初めて確認されました。現在は、埼玉県北部と群馬県の一部で発生が確認されています。

ネギネ幼虫はネギやニンジン等の地下部を食害し、発生量によっては大きな被害が発生しますが、防除対策の徹底に伴い、近年は被害が少なくなっていました。しかし、今作のネギでは本虫の発生が多くみられ(図5)、被害も多く報告されています。

ネギ等の地下部で越冬した幼虫は3月中旬頃から羽化し、成虫の移動に伴い発生が広がっていきます。今作のネギで発生量が多かったことから、羽化成虫の発生も多いとみられ、今後の被害拡大が懸念されます。

周辺野菜や次作のネギでの被害を抑えるため、対策のポイントを参考に防除を実施しましょう。

#### (1) 生態と被害

成虫は体長2mm程度で黒く蚊のような形態です(図1)。幼虫は黒い頭部と半透明の胴体を持ち、体長は最大6mm程度でネギ等の地下部を食害します。ネギでは茎盤を好んで食害し(図2)、次第に軟白部(葉鞘、図3)にも食害が広がっていきます。加害初期や虫数が少ないときは、地上部の症状はわずかですが、食害が激しくなると生育が悪くなり、収量にも影響します。

ニンジンでは食害部分は小さいですが、その周辺が黒褐色に変色し(図4)、わずかな食害でも商品価値を失い出荷出来なくなります。そのため、幼虫の寄生数が少なくても被害は大きくなります。



図1 ネギネ成虫  
(左:雌 右:雄)



図2 ネギ茎盤を食害する  
幼虫



図3 激しく食害された  
ネギ葉鞘



図4 幼虫によるニンジンの食害痕

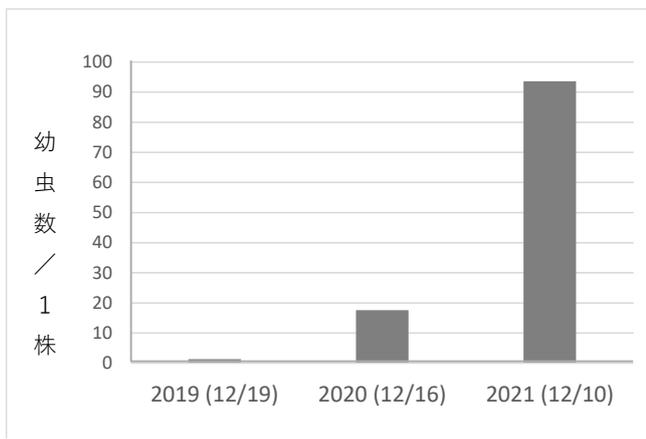


図5 ネギの寄生幼虫数の年次変化 (同一地点、農業技術研究センター調査)

## (2) 対策のポイント

3月中旬以降になるとネギネの羽化成虫が発生するので、周辺野菜や次作のネギでの被害を抑えるため、下記を参考に春の対策をしっかりと行いましょう。

ア ネギを出荷調製する際は幼虫の付着に十分注意し、付着していた場合には調整残渣を放置せず、土壌消毒剤キルパーや石灰窒素で処理しましょう。

イ これから土寄せを行う場合は灌注剤や粒剤を使用し、すでに土寄せが完了している場合は幼虫に薬液が届きにくいので、羽化してくる成虫を対象に散布剤 (IGR 剤である IRAC コード 15 以外) を使用しましょう。

ウ 羽化成虫がニンジンほ場に侵入し被害を及ぼす恐れがあるので、冬春ニンジンほ場では表 2 を参考にトンネル除去後に薬剤防除を実施しましょう。

エ 被害発生ほ場周辺ではネギ、ニンジン以外の野菜にも被害が発生する恐れがあるので、収穫時に寄生がないか十分注意し、残渣等は適切に処分しましょう。

表1 定植後のネギの防除薬剤例 (クロバネキノコバエ類対象)

薬 剤 名	IRAC コード	使用時期	使用方法	使用回数
フォース粒剤	3 A	収穫 30 日前まで	株元散布	1 回以内
デミリン水和剤	1 5	収穫 21 日前まで	株元灌注	3 回以内
カスケード乳剤	1 5	収穫 14 日前まで	散布	3 回以内
ヨーバルフロアブル	2 8	収穫 3 日前まで	散布	3 回以内
グレースシア乳剤	3 0	収穫 7 日前まで	散布	2 回以内
ベストガード水溶剤	4 A	収穫前日まで	散布	3 回以内
スタークル/アルバリン粒剤	4 A	生育期但し、収穫 3 日前まで	株元散布	2 回以内
スタークル/アルバリン顆粒水溶剤	4 A	生育期但し、収穫 14 日前まで	株元灌注	1 回以内

(使用基準は令和 4 年 2 月 1 5 日現在)

表2 播種後のニンジンの防除薬剤例（クロバネキノコバエ類対象）

薬 剤 名	I R A C コード	使用時期	使用方法	使用 回数
カスケード乳剤	1 5	収穫3日前まで	散布	2回以内
スタークル/アルバリン 顆粒水溶剤	4 A	生育期但し、収穫 21日前まで	株元灌注	1回以内
ランネート 45DF	1 A	収穫前日まで	散布	2回以内

（使用基準は令和4年2月15日現在）

### 3 I R A Cコード及びF R A Cコードの記載について

病害虫の薬剤抵抗性発現防止の観点から、I R A C（世界農薬工業連盟殺虫剤抵抗性対策委員会）及びF R A C（同連盟殺菌剤耐性対策委員会）の農薬有効成分作用機構分類コードを記載しています。

農薬工業会ホームページ <http://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html>

#### <農薬使用上の注意事項>

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度確認する。特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬の選定に当たっては、I R A Cコードの異なる薬剤を交互に散布する。
- 4 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 5 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。

問い合わせ先 埼玉県病害虫防除所 TEL：048-539-0661